

生駒市規則第9号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年10月生駒市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「うえ」を「上、」に改める。

第6条第1項第1号中「借入申込書」を「借入申込者」に改め、同項第4号中「保証人」を「保証人を立てる場合は、保証人」に改める。

第7条中「うえ」を「上」に改める。

第9条中「保証人の連署した借用書」を「借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）」に、「及び保証人の印鑑証明書」を「の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」に改める。

様式第2号中「2 半年賦」を「2 半年賦 3 月 賦」に、「連帯保証人」を「保証人」に改め、「上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。  
年 月 日」  
を削る。

様式第3号中「年 賦 半年賦」を「年 賦 半年賦 月 賦」に、「年 3 パーセント」を「年 パーセント」に、「あなたと保証人の印鑑証明書各1通」を「あなたの印鑑証明書1通（保証人を立てる場合は、あなたと保証人の印鑑証明書各1通）」に改める。

様式第5号中「年 3 パーセント」を「年 パーセント」に、「半年賦」を「

半年賦・月 賦」に改める。

様式第 7 号中「連帯保証人」を「保証人」に、「2 半年賦」を「2 半年賦  
3 月 賦」  
に改める。

様式第 1 0 号中「連帯保証人」を「保証人」に改める。

様式第 1 3 号中「半年賦」を「半年賦  
月 賦」に改める。

様式第 1 6 号中「連帯保証人」を「保証人」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。